

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

別海町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道別海町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

別海町は北海道の東部に位置し、江戸時代には東蝦夷地の範囲に含まれ、町内には多くのアイヌ語地名が残っている。アイヌ語地名の例として、自治体名の別海は「ペッカイエ（破れ川、折れ川）」、郡名の野付は「ノッケウ（あごぼね）」など、現在の行政区画名・河川・湖等の多くはアイヌ語地名が由来となっている。

16世紀頃この地域のアイヌは、サケやニシン、ラッコなどの毛皮を用いた交易を和人との間で行っていた。しかし、1789年に起きた「クナシリ・メナシの戦い」以後、蝦夷地内国化の重点地域とされ、時代ごとに変遷した政策により翻弄され続けた。特に場所請負制は、アイヌと和人の関係を交易相手から労働力へと変化させた。場所請負人は本州や北海道南部の松前や函館に店を構える商人で、請け負った場所（現地）に支配人（場所の責任者）、通辞（アイヌ語通訳）、帳役（会計）、番人などを配置し漁場経営を行った。本町は大きく根室場所の範囲に含まれ海岸線に漁場が開かれ主にサケ、マス、ニシン漁など和人の支配下のもとでアイヌが漁業に従事していた。

江戸時代後期に6度にわたり蝦夷地を踏査し膨大な記録を残した松浦武四郎は、アイヌの実態を知り彼らを悲惨な状態に追いやった場所請負人や松前藩、幕府への批判を強めていった。そうした中、根室場所請負人のもとで長年働いた秋田県に加賀家の人々がいた。その職務は親から子へと引き継がれ代々蝦夷地で仕事をした。なかでも3代目加賀伝蔵は、幼少より蝦夷地へ渡りアイヌとの交流の中でアイヌ語を習得し、アイヌ語通辞（通訳）として活躍し数々の業績を残した。加賀家が残した資料は「加賀家文書」と呼ばれ、江戸時代後期の当町や根室管内、北海道の様子が記録され、さらにこの地方のアイヌ語が集録された文書の他、地図や絵図、アイヌ民族資料なども含まれている。

加賀伝蔵は、松浦武四郎の記録にも度々登場し、アイヌと協働して行った畑づくりのことなどが紹介され、松浦武四郎からの書簡にはアイヌの保護をお願いされるなど、この地方におけるアイヌの良き理解者であったことが伺える。

「加賀家文書等資料」は、1998年（平成10年）に加賀家より本町に寄託

され、２０００年（平成１２年）展示公開、保存、調査研究する施設として加賀家文書館が開館した。以来、江戸時代後期のアイヌの人々を含めた当町の様子や加賀伝蔵が率先して行ったアイヌとの共存の実態を伝える施設となっている。

明治以降の当地の発展はサケ漁を中心とした水産業を軸に進められたため、アイヌは江戸時代後期と同様、漁業者の一翼を担うこととなる。他地域に先駆けて「和人文化との融和」「日本人化」が進み、地域固有の伝統的アイヌ文化は急速に失われていった。

別海町では１９７４年４月に北海道ウタリ協会別海支部（２００９年４月より北海道アイヌ協会別海アイヌ協会）が設立され、２０２２年１０月現在６名の会員が所属しているものの、自ら「アイヌ民族」を表明しない人々や自覚しない人々（サイレントアイヌ）が大勢を占めている。

こういった中、本町で唯一のアイヌ文化資料を展示公開している加賀家文書館は、今後もアイヌ文化を学ぶ重要な施設として位置付け、特に「和人加賀伝蔵が行ったアイヌとの共存の実態」は、本町における特徴的な事象であり、広く周知・継承していかなければならない。そのためには、町民（特に児童・生徒）や観光客にも分かりやすい教育普及事業の実施や施設整備を行う必要がある。

また、別海町では、２０１４年（平成２６年）に町内に所在するチャシ跡の発掘調査を行いアイヌ文化期の実態解明に向けた取り組みを進め、その成果を別海町郷土資料館で展示公開している。今後は、未調査のチャシ跡についての調査を行い本町におけるアイヌの人々の足跡をたどり伝えていく必要がある。

※アイヌ関連団体

別海アイヌ協会（設立：昭和４９年４月、代表者：戸田勝憲、会員数：６名）

※アイヌ文化等関連施設

別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館

所在 北海道野付郡別海町別海宮舞町２９番地

現況 平成１２年７月１日運営開始（別海町教育委員会運営）

「加賀家文書等資料」の展示を通して、江戸時代後期の別海町やアイヌ語通辞（通訳）加賀伝蔵の業績やアイヌとの共存を学べる施設となっている。

別海町郷土資料館

所在 北海道野付郡別海町別海宮舞町３０番地

現況 平成５年４月１日運営開始（別海町教育委員会運営）

アイヌ文化期の遺跡、床丹１チャシ跡の発掘調査資料の展示。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

別海町ならではのアイヌ民族の証を次世代に継承し、また情報発信し内外に伝えることにより、アイヌ文化と地域の振興を図ることを目的とする。

(3) 数値目標

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館・別海町郷土資料館入館者満足度
令和5年度（基準年度）	85%
令和6年度	85%
令和7年度（中間年度）	90%
令和8年度	90%
令和9年度	95%

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

①別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館アイヌ関係展示拡充事業

別海町ならではのアイヌ関係の展示を拡張・充実させるために「アイヌ語通辞（通訳）加賀伝蔵物語」の絵本やアニメーションの制作と映像機器の整備、アイヌ衣服の入館者体験用レプリカの制作、アイヌ文化紹介映像やアイヌ語（近世）記録集の制作を行い、それらの成果を展示等に活用し、町民（特に児童・生徒）や観光客への情報発信はもちろんのこと、関係研究機関への資料提供なども含め、アイヌ文化・歴史関連の観光プロモーション事業として実施する。

②別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館整備事業

建設から24年が経過し老朽化が著しい。今後もアイヌ文化を学ぶ重要な施設として位置付けていることから、屋根塗装工事、外壁改修工事、屋上防水改修工事、照明設備LED化改修工事等を行い、施設改修による整備事業を実施する。

③チャシ跡及び竪穴群現況地形測量事業

レーザースキャナを用いた測量により、チャシ跡発掘調査の事前調査を行うとともに、その測量で得た立体的な地形データを別海町のアイヌ文化紹介映像や館の展示等に活用し、アイヌ文化・歴史関連の観光プロモーション事業として

実施する。

4－4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

5 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業費

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4－3と同じ

事業期間：令和5年度～令和9年度

事業費：21,755千円

(3) コミュニティ活動支援事業

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4－3に記載する事業は、アイヌ文化の関連プロモーションの実施、施設整備を行うことにより、観光等で訪れた国内外の方々にアイヌ文化について広く造詣を深めていただくことにより、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

■4－3に記載する事業は、別海町教育委員会が企画し実施するものであり、反社会的勢力やその関係者とは関与はありません。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である別海町教育委員会、別海町郷土資料館が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証

している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の行程表は、事業担当部署である別海町教育委員会、別海町郷土資料館が特定もしくは想定している業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画の策定にあたっては、別海アイヌ協会、歴史研究サークルなどの地域住民に意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するK P Iである別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館・別海町郷土資料館入館者満足度について実績値を公表する。

また、別海町郷土資料館の諮問機関である別海町社会教育委員の会により目標の達成事業等計画の検証を行い、事業の効果的な実施を目指す。

(2) 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間内における毎年度3月末時点

内容 数値目標の達成状況について、別海町社会教育委員の会による各事業の効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。

(3) 目標の達成状況にかかる評価結果の公表の手法

目標の達成状況にかかる評価結果については、別海町公式ウェブサイトにて公表する。

9 法第10条第4条に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
なし

10 法第10条第5条に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
なし